

日本型施設園芸産業革新化ネットワーク 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、日本型施設園芸産業革新化ネットワークという。

(事務所)

第2条 当会は、事務所を千葉県松戸市松戸6-4-8 千葉大学大学院園芸学研究科に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 植物工場を中心とする施設園芸の分野で、現場ニーズに即した明確な開発目標の下、研究開発の円滑かつ迅速な実施とその成果の実装を推進するため、研究・社会実装拠点となる機関を中核に、研究ネットワークを形成する。構成メンバーは農業分野にとどまらない多様な分野や機関（大学、農業生産者、各種企業、地方行政機関、など）を旨し、栽培技術、環境制御、専用品種育成、等に関わる種々の課題を解決するために情報・人材の集積と効果的・効率的な運用を図る。また、ビッグデータマイニング、AI（人工知能）手法、IoT、ロボット技術などの農業分野以外の多様な先端技術との連携により、革新的な農業、更には、植物およびその代謝物質等の健康・医療への利用をもスコープに入れる。

(事業の種類)

第4条 当会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の事業を行う。

なお、当会の事業は日本語を用いるものとする。

- (1) 施設園芸にかかわる現場の課題やニーズなどの情報、それ等に対応する研究シーズの情報、実装するための開発方法などの情報、会員の研究、開発、事業実績などの情報を会員と共有する。
- (2) 施設園芸にかかわる現場の課題やニーズなどの情報を集積し、それらに即した研究、開発テーマを検討する。
- (3) 研究・開発プロジェクトの現場のニーズに対する実装評価、又は会員に対して実装評価の支援を行う。
- (4) 施設園芸にかかわる課題及び取り組みの提案、成果についての広報を行う。
- (5) 施設園芸にかかわる農業生産者などに対する開発された技術の指導・実装支援現場からの相談、指導を行う。

第3章 会員

(会員)

第5条 当会の会員は、当会の目的に賛同し、活動を現に推進する個人または団体と

する。

(入会)

第6条

- 1 会員として入会しようとする者は、個人の場合、経歴書と別に定める入会同意書により、団体の場合、団体の事業概要と同意書により事務局を通して会長へ申し込むものとし、会長は、第10条に定める除名事由が認められる等の正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員からの会費は、原則として徴収しない。ただし、会員からの寄付金の申し出があるときには、運営委員会で承認した場合に限り、会計に受け入れることができる。運営委員会は、寄付金の受け入れの承認に当たっては、反対給付の有無、会員間の公平、補助金との関係その他会計の適正な執行の確保を考慮しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、運営委員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令または当会の会則および規則に違反したとき。
- (2) 当会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 反社会的組織、団体との交流や連携が見られたとき。
- (4) 会員としての責務、業務や義務を十分に果たさないとき。

第4章 運営委員等

(種別および定数)

第11条 当会の運営委員会に次の運営委員を置く。

運営委員 4人以上10人以内

- 2 運営委員のうち一人を会長とする。会長は、運営委員の中から千葉大学が指名する。

- 3 運営委員のうち一人を事務局長とする。
- 4 運営委員のほか、監事およびアドバイザーを置く。
- 5 当会の設立時の運営委員は、附則に定めるところによる。

(選任等)

第12条 運営委員は運営委員会において選任する。

(職務)

第13条 会長は、当会を代表し、その業務を総理する。

- 2 運営委員は、運営委員会を構成し、この会則の定めおよび運営委員会の議決に基づき、当会の業務を執行する。

(任期等)

第14条 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した運営委員の任期は、それぞれ前任者または現任者の任期の残任期間とする。
- 3 運営委員は、辞任または任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 運営委員が次の各号の一に該当するに至ったときは、運営委員は運営委員会の議決により、これを解任することができる。この場合、その運営委員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他運営委員としてふさわしくない行為または事由があったとき。

第5章 運営委員会

(構成)

第16条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(権能)

第17条 運営委員会は、この会則に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

当会の運営に関する事項

- (1) 会則
- (2) 運営委員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 運営委員の選任及び解任
- (4) 運営委員の職務
- (5) 事業計画書、事業報告書・収支計算書の承認その他運営業務の執行に関する事

項

(開催)

第18条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 現運営委員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載したファックス、Eメールまたは書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第19条 運営委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に運営委員会の招集通知を発しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、方法、目的および審議事項を記載した書面またはEメールをもって、開催の日の少なくとも7日前までに通知を発しなければならない。運営委員全員が参加の機会を与えられることを条件に、会議は、テレビ会議の方法で実施することができるものとする。

(議長)

第20条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは事務局長がこれにあたる。会長、事務局長とも事故がある時は運営委員の互選とする。

(議決)

第21条 運営委員会における議決事項は、第19条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第22条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営委員は、前条および次条第1項の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。
- 4 運営委員会の議決について、当会と運営委員との関係につき議決する場合においては、その運営委員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 運営委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時および場所
- (2) 運営委員総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者または電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 議事録は、当会事務局に備え置き、運営委員の閲覧に供する。会員に対しては原則として公開しない。

第6章 会計

- 第24条** 会長は、毎事業年度開始の前または開始後すみやかに予算計画を含む事業計画書を、毎事業年度終了後3か月以内に決算報告を含む事業報告書、収支計算書を作成し、監事の監査を経て運営委員会の承認を得なければならない。
- 2 当会の事業年度は、4月1日から3月31日までとする。

第7章 事務局

(事務局の設置等)

- 第25条** 当会に、当会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他職員を置く。
 - 3 事務局長は、会長が任免する。

第8章 部会及び委員会等の設置

- 第26条** 当会には必要により部会および委員会等を設置することができる。
- 2 部会および委員会の設置は運営委員会の議決を経て、会長がこれを定める。
 - 3 部会および委員会等は特定業務テーマを戦略的に検討又は実施することを目的とする。
 - 4 委員会委員および部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第9章 広報

- 第27条** 本ネットワークと連携したプロジェクトを実施した場合、プロジェクトの実施主体団体は、年度終了ごとの中間成果及びプロジェクト終了時の成果を、本ネットワークを通しホームページ、発表会等を通して広報するものとする。
- 2 有料の発表会にて成果を報告し、経費を差し引き残金が生じた場合、本ネットワークの維持管理費に使用できるものとする。

第10章 雑則

- 第28条** この会則の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、会長がこ

れを定める。

附則

- 1 この会則は、当会の成立の日（平成29年1月5日）から原案として扱い、運営委員会が当会の成立を遡って確認し、当会則を議決することによって施行される。
- 2 当会の設立時の運営委員は、次に掲げるものとする。
運営委員 岡田 邦彦
運営委員 古在 豊樹
運営委員 後藤 英司
運営委員 木庭 卓人
運営委員 小林 達明
運営委員 田中 進
運営委員 横坂 英信
運営委員 丸尾 達
- 3 当会の設立時の運営委員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、当会が成立した日から平成31年3月31日までとする。